

国官会第1211号
国地契第34号
平成14年9月5日

最終改正 平成19年10月5日

国官会第946-4号
国地契第36号

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに
契約の内容等に係る情報の公表について

国土交通省の発注に係る受注業者選定過程の透明性を図る観点から、建設コンサルタント業務等の発注にあたり、従前より「入札結果等の公表について」（平成10年3月27日付け建設省会発第172号、建設省厚契発第21号）及び「公共工事に係る入札結果等の公表について」（平成6年6月22日付け港管第1368号）に従い、入札結果等の公表を実施してきたところであるが、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性をより一層向上させる観点から、別紙のとおり公表を行う手続を定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

(別紙)

1 定義

- (1) この通達において、「競争参加資格」とは、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「規則」という。）第34条第1項の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格及び同規則第36条第1項の規定により定める指名競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) この通達において、「有資格業者名簿」とは、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）第9又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という）第10条に規定する名簿をいう。
- (3) この通達において、「審議の概要」とは、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号、国官地第27号。以下「入札監視委員会通達」という。）第4に規定する議事概要をいう。
- (4) この通達において、「指名停止措置」とは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）第1又は「港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号。）（以下「指名停止措置要領」という。）第1条に規定する指名停止措置をいう。
- (5) この通達において、「予定価格」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条に規定する書面に記載された価格をいう。
また、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (6) この通達において、「積算内訳」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、項目、工種及び種別ごとの数量（建築関係建設コンサルタント業務の場合は、項目ごとの数量）、金額等を明示する資料をいう。
- (7) この通達において、「一般競争参加資格」とは、規則第35条の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (8) この通達において、「苦情処理回答書面」とは、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号。以下「苦情処理通達」という。）記第2の4の回答書及び記第3の7に規定する書面をいう。
- (9) この通達において、「調査基準価格」とは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）2に規定により算出する調査基準価格をいう。
- (10) この通達において、「入札調書等」とは、「地方整備局会計事務取扱細則」（平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。）別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」（平成6年6月22日付け港管第1368号）別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。

(11) この通達において、「成績評定点通知書」とは、「地方整備局委託業務等成績評定要領」の改正について」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」(平成14年6月28日付け国営建第49号)又は「請負業務成績評定要領の制定について」(平成14年3月29日付け国港建第318号)に規定する委託業務等成績評定点を記載した通知書をいう。

2 公表の対象

本通達における公表の対象は、選定要領第1の建設コンサルタント業務等並びに取扱要領第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等(以下「業務」という。)とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が100万円を超えないものを除く。

3 公表の内容

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

- ① 競争参加資格
- ② 有資格業者名簿(様式1-1)、有資格業者索引名簿(様式1-2)及び「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」(平成6年11月14日付け建設省厚契発第16号)
- ③ 選定要領第15(指名基準)、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」(平成6年12月21日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第266号)、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1)、指名停止措置要領、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準
- ④ 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続き通達」という。)
- ⑤ 苦情処理通達
- ⑥ 入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号)
- ⑦ 入札監視委員会における委員の氏名及び職業、審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例2-1、標準様式例2-2)
- ⑧ 「地方整備局請負測量作業監督技術基準(案)について」(昭和56年3月18日付け建設省技調発第118号)、「地方整備局請負測量作業検査技術基準(案)について」(昭和56年3月18日付け建設省技調発第119号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成14年9月5日付け国官技発第1

42号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領の運用について」(平成14年9月5日付け国官技発第143号)、「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の制定について」(平成14年6月28日付け国営建第49号)及び「地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領の運用」(平成17年2月14日付け国営整第152号)

- ⑨ 指名停止措置の対象となった業者名、指名停止措置期間、指名停止措置理由等(標準様式例3)
- ⑩ 「公正入札調査委員会設置要領準則」(平成6年3月30日付け建設省厚発第124号)別添2(談合情報対応マニュアル)
- ⑪ 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)

(2) 指名競争に付した場合

- ① 業務の名称、業種区分及び入札予定年月日
- ② 指名業者名及び指名の理由(標準様式例4-1、4-2又は5-1)
- ③ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項(様式2)
 - イ) 参加表明書を提出した業者名
 - ロ) 指名の有無
 - ハ) 指名されなかった理由
- ④ 予定価格(税抜き)
- ⑤ 予定価格(税抜き)の積算内訳
- ⑥
 - イ) 調査基準価格
 - ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要(標準様式例6)
 - ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官の調査の結果及び意見を記載した書面
 - ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
 - ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面(次順位者を落札者とした場合に限る。)
 - ヘ) 同令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書(次順位者を落札者とした場合に限る。)ただし、次順位者を落札者とした場合に限る。
- ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額(この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。)並びに予決令第99条の2及び第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額(消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。)
- ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑨ 次に掲げる契約の内容(標準様式例7-1)
 - イ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- ロ) 業務の名称、業務場所、業種区分、概要、履行期間及び契約金額
 - ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ) 及び契約変更の理由 (標準様式例 7-2)
 - ⑪ 成績評定点通知書
 - ⑫ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- (3) プロポーザルに付した場合
- ① 業務の名称及び業種区分
 - ② 選定業者名及び選定理由 (標準様式例 4-1、4-2、5-1 又は 5-2)
 - ③ 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る次に掲げる事項 (様式 3)
 - イ) 参加表明書を提出した業者名
 - ロ) 選定の有無
 - ハ) 選定されなかった理由
 - ④ 特定業者名及び特定理由 (標準様式例 8-1、8-2、8-3 又は 8-4)
 - ⑤ 特定手続に係る次に掲げる事項 (様式 4)
 - イ) 技術提案書を提出した業者名
 - ロ) 特定の有無
 - ハ) 特定されなかった理由
 - ⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式例 7-3)
 - イ) 業務の名称及び業務の概要
 - ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - ハ) 契約を締結した日
 - ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ホ) 契約金額
 - ヘ) 予定価格
 - ト) 随意契約によることとした理由
 - チ) 業務の場所、業種区分及び履行期間
 - ⑦ 予定価格 (税抜き) の積算内訳
 - ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
 - ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ)、ホ) 及びチ) 並びに契約変更の理由 (標準様式例 7-2)
 - ⑩ 成績評定点通知書
 - ⑪ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- (4) 随意契約によることとした場合 (プロポーザルに付した場合を除く)
- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式例 7-3)
 - イ) 業務の名称及び業務概要
 - ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - ハ) 契約を締結した日

- ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ホ) 契約金額
- ヘ) 予定価格
- ト) 随意契約によることとした理由
- チ) 業務の場所、業種区分及び履行期間
- ② 予定価格（税抜き）の積算内訳
- ③ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 7－2）
- ⑤ 成績評定点通知書
- ⑥ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることによる。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 通則的事項

- ① 競争参加資格
- ② 有資格者名簿（様式 1－3）、「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）
- ③ 取扱要領第 18 条（建設コンサルタント等の指名基準）、各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例 1）、指名停止措置要領及び各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準
- ④ 苦情処理通達
- ⑤ 入札監視委員会通達、「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国港管第 559 号、国港建第 115 号）
- ⑥ 入札監視委員会における委員の氏名及び職業、審議の概要及びその他の必要な資料（標準様式例 2－1、標準様式例 2－2）
- ⑦ 「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」（平成 8 年 4 月 1 日付け港管第 873 号）、「請負業務成績評定要領の制定について」（平成 14 年 3 月 29 日付け国港建第 318 号）及び「請負業務成績評定基準」の制定について」（平成 14 年 3 月 29 日付け国港建第 319 号）
- ⑧ 指名停止措置の対象となった業者名、指名停止措置期間、指名停止措置理由等（標準様式例 3）
- ⑨ 「公正入札調査委員会の設置等について」（平成 15 年 3 月 28 日付け港管第 1199 号）別添 2（談合情報対応マニュアル）
- ⑩ 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱について」（平成 11 年 2 月 5 日付け港管第 195 号）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 業務の名称、業種区分及び入札予定年月日
- ② 指名業者名及び指名の理由（標準様式例4-1又は4-2）
- ③ 公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項（様式2）
 - イ) 参加表明書を提出した業者名
 - ロ) 指名の有無
 - ハ) 指名されなかった理由
- ④ 予定価格（税抜き）
- ⑤ 予定価格（税抜き）の積算内訳
- ⑥
 - イ) 調査基準価格
 - ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例6）
 - ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面
 - ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
 - ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面（次順位者を落札者とした場合に限る）
 - ヘ) 同令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（次順位者を落札者とした場合に限る）
- ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）並びに予決令第99条の2及び第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）。)
- ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑨ 次に掲げる契約の内容（標準様式例7-1）
 - イ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ロ) 業務の名称、業務場所、業種区分、概要、履行期間及び契約金額
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ)及び契約変更の理由（標準様式例7-2）
- ⑪ 成績評定点通知書
- ⑫ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

(3) プロポーザルに付した場合

- ① 業務の名称及び業種区分
- ② 選定業者名及び選定理由（標準様式例5-1又は5-2）
- ③ 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続に係る次に掲げる事項（様式3）
 - イ) 参加表明書を提出した業者名

- ロ) 選定の有無
 - ハ) 選定されなかった理由
 - ④ 特定業者名及び特定理由（標準様式例 8）
 - ⑤ 特定手続に係る次に掲げる事項（様式 4）
 - イ) 技術提案書を提出した業者名
 - ロ) 特定の有無
 - ハ) 特定されなかった理由
 - ⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容（標準様式例 7 - 3）
 - イ) 業務の名称及び業務概要
 - ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - ハ) 契約を締結した日
 - ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ホ) 契約金額
 - ヘ) 予定金額
 - ト) 随意契約によることとした理由
 - チ) 業務の場所、業種区分及び履行期間
 - ⑦ 予定価格（税抜き）の積算内訳
 - ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
 - ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 7 - 2）
 - ⑩ 成績評定点通知書
 - ⑪ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- (4) 随意契約によることとした場合（プロポーザルに付した場合を除く。）
- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容（標準様式例 7 - 3）
 - イ) 業務の名称及び業務概要
 - ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - ハ) 契約を締結した日
 - ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ホ) 契約金額
 - ヘ) 予定価格
 - ト) 随意契約によることとした理由
 - チ) 業務の場所、業種区分及び履行期間
 - ② 予定価格（税抜き）の積算内訳
 - ③ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
 - ④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由（標準様式例 7 - 2）
 - ⑤ 成績評定点通知書
 - ⑥ 成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

4 公表の時期

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

（1）通則的事項

上記3 I（1）の①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあつては、変更後速やかに公表するものとする。

3 I（1）⑦のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 I（1）⑨は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

（2）指名競争に付した場合

3 I（2）①及び②は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 I（2）⑥は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I（2）③から⑤及び⑧は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I（2）⑦及び⑪は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I（2）⑨は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I（2）⑩は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

（3）プロポーザルに付した場合

3 I（3）①及び②は、選定通知後速やかに公表するものとする。

3 I（3）③及び④は、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 I（3）⑤及び⑥は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I（3）⑦及び⑩は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I（3）⑧は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I（3）⑨は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

（4）随意契約によることとした場合

3 I（4）①及び②は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I（4）③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I（4）④は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I（4）⑤は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。）においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

（1）通則的事項

上記3 I（1）の①から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合に

あつては、変更後速やかに公表するものとする。

3 I (1) ⑥のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあつた場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあつた入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 I (1) ⑧は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

3 II (2) ①及び②は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑥は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ③から⑤及び⑧は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑦及び⑩は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑨は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑩は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) プロポーザルに付した場合

3 II (3) ①及び②は、選定通知後速やかに公表するものとする。

3 II (3) ③及び④は、特定通知後速やかに公表するものとする。

3 II (3) ⑤及び⑥は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 II (3) ⑦及び⑩は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (3) ⑧は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (3) ⑨は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 II (4) ①及び②は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 II (4) ③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (4) ④は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (4) ⑤は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

5 公表の方法

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 I (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 I (1) ⑦及び⑨については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2) ①から③まで、⑤、⑥（イ）を除く）及び⑧から⑫並びに 3 I (3) ①

から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに 3 I (4) ②から⑥は、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ①（公募型指名競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。）④及び⑦、3 I (3) ①（標準プロポーザルに付した場合を除く。）及び⑥イ）並びに 3 I (4) ①は、「入札情報サービス（PPI）」により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

⑥及び⑧については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2) ①、②、④、⑤及び⑦から⑪並びに 3 II (3) ①、②、③、④及び⑥から⑩並びに 3 II (4) ②から⑥は、閲覧に供する方法によるものとする。

3 II (2) ③及び⑥並びに 3 II (3) ⑤並びに 3 II (4) ①は、「入札情報サービス（PAS）」を利用して公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。、「入札情報サービス（PAS）」により公表するものとする。

6 公表の場所

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることを除く。）においては、5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 I (1) ①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪は、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各事務所の担当課又は係。

ロ) 3 I (1) ⑥及び⑦は、本局総務部契約課。

ハ) 3 I (1) ⑨は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ) 3 I (2) ①から⑩、3 I (3) ①から⑨及び 3 I (4) ①から④は、支出負担行為担当官（以下「本官」という。）の発注する業務については、本局総務部契

約課、また分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の発注する業務については各事務所の担当課又は係。ただし、3 I（2）⑧、3 I（3）⑧及び3 I（4）③の再苦情処理に係るものについては、本局総務部契約課。

ロ）3 I（2）⑪及び⑫並びに3 I（3）⑩及び⑪並びに3 I（4）⑤及び⑥は、本官の発注する業務については、本局企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課又は係。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。）においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合には、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

（1）通則的事項

イ）3 I（1）①から④まで並びに⑦、⑨及び⑩は、地方整備局の本局総務部経理調達課又は港湾空港部港湾事業課及び各工事事務所の担当課。

ロ）3 II（1）⑤及び⑥は、本局総務部経理調達課。

ハ）3 II（1）⑧は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契経理調達課。

（2）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

イ）3 II（2）①から⑩、3 II（3）①から⑨及び3 II（4）①から④は、支出負担行為担当官（以下「本官」という。）の発注する業務については、本局総務部経理調達課、また分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の発注する業務については各事務所の契約担当課。

ロ）3 II（2）⑪及び⑫並びに3 II（3）⑩及び⑪並びに3 II（4）⑤及び⑥は、本官の発注する業務については、本局港湾空港部港湾事業課、また、分任官の発注する業務については、各事務所の担当課。

7 公表の期間

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

（1）通則的事項

3 I（1）①及び②については、当該資格及び名簿が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 I（1）③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪については、常時公表するものとする。

3 I（1）⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 I（1）⑨については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

（2）指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によること

とした場合

3 I (2) から (4) は、指名競争に付した場合は指名通知をした日、プロポーザルに付した場合は選定通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1) ①及び②については、当該資格及び名簿が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 I (1) ③から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。

3 II (1) ⑥については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 I (1) ⑧については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2) から (4) は、指名競争に付した場合は指名通知をした日、プロポーザルに付した場合は選定通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

附 則

1 本通達は、平成14年9月5日から施行する。

2 本通達による措置は、平成14年9月5日より前において、公募型競争入札、公募型プロポーザル、簡易公募型競争入札及び簡易公募型プロポーザルについては公示、標準プロポーザルについては選定、公募型及び簡易公募型競争入札以外の指名競争入札については指名通知、随意契約については見積書の徴取を行ったものについては、従前の例によるものとする。

3 有資格業者名簿（様式1-1及び1-3）及び有資格者索引名簿（様式1-2）については、第1項の例にかかわらず、作成次第公表するものとし、それまでの間は、従前の例に従い閲覧用の有資格者名簿を公表するものとする。

有資格業者名簿

(単位:百万円)

業者コード 受付番号 テクリス登録番号 PUBDISコード 本店所在地	順位 企業規模	商号又は名称 代表者名 本店所在地 電話番号、FAX番号 電子入札ICカード 登録番号	点数	登録の有無 資本金 常勤職員数 営業年数	登録部門	年間平均実績高 自己資本金 技術職員の数 事務職員の数	有資格職員の数					備考
							測量	建築	土木	地質	補償	

注)この有資格業者名簿における「順位」、「企業規模」、「点数」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設コンサルタント業者等の社会的な評価を示すものではありません。

有資格業者索引名簿

商号又は名称 本店 業者コード 所在県名 規模	測 量	コ ン サ ル タ ン ト 建 業 務	コ ン サ ル タ ン ト 建 業 務	地 質 調 査 業 務	コ ン サ ル タ ン ト 建 業 務	備 考
		建 築 関 係 建 設	土 木 関 係 建 設		補 償 関 係 業 務	
(業者名)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	

商号又は名称 本店 業者コード 所在県名 規模	測 量	コ ン サ ル タ ン ト 建 業 務	コ ン サ ル タ ン ト 建 業 務	地 質 調 査 業 務	コ ン サ ル タ ン ト 建 業 務	備 考
		建 築 関 係 建 設	土 木 関 係 建 設		補 償 関 係 業 務	
(業者名)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	(順位)	

注)この有資格業者公表名簿における各建設業者等の「順位」、「規模」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設コンサルタント業者等の社会的な評価を示すものではありません。

有資格業者名簿

受付番号	商号又は名称 代表者氏名	郵便番号 所在地 電話番号 FAX番号	当局管内の支店 又は営業所 電話番号 FAX番号	測量調査		建設コンサルタント 等		自己資本額 (百万円)	営業年数 (年)	総職員数 (人)	大・中小企業 の別	外資状況	適格組合
				等級	業務内容	等級	業務内容						

注)この有資格業者公表名簿における各建設コンサルタント業者等の「等級」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設業者等の社会的評価を示すものではありません。

様式2

公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書

- 1 業務名
- 2 所属事務所
- 3 提示日
- 4 指名通知日

参加表明書提出者	指名の有無	指名されなかった理由

- (備考) 1 「指名の有無」の欄には、指名された場合には「○」と記載し、指名されなかった場合には「×」と記載すること。
- 2 「指名されなかった理由」の欄には、非指名通知書と同様の内容を記載する。

指名業者審査基準

評価項目	選定における着眼点
① 不誠実な行為	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無。その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等。
② 経営状況	取引停止の事実や不渡り情報等
③ 安全管理	事故等の基づく指名停止の有無その他労働基準監督署の指導を受け改善を行っていない等
④ 労働福祉	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等

[評価]

1) 指名基準の欠格要件 (①～④) に該当する場合には、事前に除外する。

評価項目	選定における着眼点	評価		
		A	B	C
⑤ 手持業務の状況	当該年度の当該業種区分の業務実績額 ÷ 過去〇年間の平均業務実績額			
⑥ 業務実績	過去〇年間の同種又は類似業務の実績			
	過去〇年間の近隣地域内の業務実績※			
⑦ 技術者	有資格技術職員 (技術士等) の有無			
⑧ 当該年度指名回数	当該年度の当該業種区分の指名回数			
⑨ 業務成績	整備局管内直轄での過去〇年度間の全業務の平均点			
	過去〇年間の表彰			
	平均点が〇〇点未満			
⑩ その他	その他の事項			
総合評価	評価項目⑤～⑩での「A」の数等で順位付けを行う。			

※業務適正に応じて適用する。

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室	
委員		AA AA (大学教授) BB BB (弁護士) CC CC (大学教授) DD DD (経済団体理事) EE EE (大学教授)	
審議対象期間		平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日	
工 事	抽出案件	総件数 〇〇 件	(備考)
	一般競争	〇 件	
	公募型及び 工事希望型指名競争	〇 件	
	通常指名競争	〇 件	
	随意契約	〇 件	
建設コンサルタント業務等		〇 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等		意見・質問	回答
		(意見・質問は逐一できるだけ詳細に記述すること)	(回答は逐一できるだけ詳細に記述すること)
委員会による意見の具申又は勧告の内容			

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所		平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室				
委員		AA AA(大学教授) BB BB(弁護士) CC CC(大学教授) DD DD(経済団体理事) EE EE(大学教授)				
審議対象期間		平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日				
工 事	苦情対象件数	総件数 〇〇 件		(備考)		
	一般競争	〇 件				
	公募型及び 工事希望型指名競争	〇 件				
	通常指名競争	〇 件				
	随意契約	〇 件				
建設コンサルタント業務等		〇 件				
再苦情申立概要			申立日	件名	契約方式	内容等
		(1)	HO.〇.〇			
		(2)	HO.〇.〇			
		(3)	HO.〇.〇			
委員からの意見・質問、それらに対する回答等		意見・質問			回答	
		(意見・質問は逐一できるだけ詳細に記述するのが望ましい)			(回答は逐一できるだけ詳細に記述するのが望ましい)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容						

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：〇〇エンジニアリング（株）
業者の住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
2. 指名停止措置期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
（〇ヶ月間）
3. 指名停止措置の範囲：〇〇地方整備局管内
4. 事 実 概 要：
〇〇エンジニアリング（株）代表取締役が、〇〇県発注の〇〇業務の受注にからみ、同県〇〇部長に百万円の賄賂を贈ったとして、贈賄の容疑で〇〇県警捜査第二課と〇〇署に逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
当該業者たる〇〇エンジニアリング（株）の代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第3号イ（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止〇ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1・2 略	
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、当該地方支分部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈収賄容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以下
ロ・ハ 略	略
4～10 略	略

〇問い合わせ先

[標準様式例 4 - 1]

指名業者一覧（指名競争入札）／選定業者一覧（標準プロポーザル方式）

対象業務名	
指名（選定）通知日	
指名（選定）業者名	

※既存の様式を使用してもよい。

[標準様式例 4 - 2]

指名業者選定（指名競争入札）／技術提案書提出要請者選定（標準プロポーザル方式）

- ① 対象業務名 : ○○○○○○業務
- ② 業種区分 : 土木建設コンサルタント業務
- ③ 入札日（指名のみ） : 平成○○年○○月○○日

指名（評価）基準	評価項目	対象業者数
△△地方整備局有資格業者	「土木建設コンサルタント業務」に登録されていること。	▲▲▲▲社
1. 不誠実な行為の有無	①指名停止期間中でない	○○○○社
2. 当該業務の技術的適性	①業務実績 ○○業務の実績を有する	×××社
3.	□□社
. 社
○.	○社

※ 指名（評価）基準及び評価項目の内容及び絞り込みの順番等については、各地方整備局の実態に即して設定できる。

途中段階あるいは最終絞り込みにおいて、総合的評価を実施した場合の理由の公表は、下記の評価表によってもよい。

指名（評価）基準	評価項目	A社	B社	C社	L社
1. 審査基準日以降における業務実績	①業務実績	A	A	B	.	B
2. 手持ち業務の状況	①当該年度の当該業務区分の業務実績額÷過去○年度間平均業務実績額	B	A	A	.	B
.
評価結果		3A 1B	2A 2B	2A 2B	. .	4B
順位		1	2	2	.	13

※ 上記の評価表における業者名はすべて匿名。
評価表は、各地方整備局において運用している様式（評価表もしくは審査表等）でもよい。

[標準様式例5-2(公募及び簡易公募型プロポーザルの場合)](建築関係建設コンサルタント業務の場合)

参加表明書審査表

業務名称:

		A社	B社	C社	...	
評価項目	評価の着目点	評価のウエイト	点数	点数	点数	点数
欠格要件	【未記入or×】					
資格	管理技術者及び主任担当技術者の資格					
小 計						
技術力	管理技術者及び主任担当技術者の同種・類似業務の実績					
	管理技術者及び主任担当技術者の国土交通省発注の成績評価					
	管理技術者及び主任担当技術者の経験年数					
					
小 計						
...					
					
小 計						
合 計						
最終順位						
選 定						

【注:追加評価項目がある場合、...の部分に「追加評価項目」及び「評価の着目点」を記入する。】

低入札価格調査の実施概要

業務名：〇〇調査業務

〇〇地方整備局

調査を実施した業者名、住所：

項目	内容
1. その価格により入札した理由	
2. 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	
3. 手持の建設コンサルタント業務等の状況	
4. 手持機械等の状況	
5. 国及び地方公共団体等から過去において受注 ・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び 発注者	
6. 経営内容	
7. 1 から 6 までの事情聴取した結果についての 調査検討	
8. 5 の建設コンサルタント業務等の成績状況	
9. 経営状況	<公表しないこととする>
10. 信用状況	①賃金不払いの状況 ②再委託先への代金支払遅延状況 ③法令違反 ④その他
11. その他必要な事項	

[標準様式例 7-1]

契約の内容

契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング(株) 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
業務概要	
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)

[標準様式例 7-2]

(第〇回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング(株) 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市
業種区分	
業務概要 (変更した内容について 記述する)	
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
変更前の契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)
変更金額	+ (-) 〇, 〇〇〇円(税込み)
変更後の契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)
変更理由	

※(第〇回、最終)は、途中変更契約の場合には「第〇回」に〇印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に〇印をつける。

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	
業 務 概 要	
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
契 約 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日
契 約 業 者 名	〇〇エンジニアリング (株) 〇〇支店
契 約 業 者 の 住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (税込み)
予 定 価 格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
業 種 区 分	
履 行 期 間 (自)	平成〇〇年〇月〇日
履 行 期 間 (至)	平成〇〇年〇月〇日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

プロポーザル評価表(総合評価型) その1

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式(〇〇型プロポーザル方式)
4. 技術提案書の提出要請日または選定通知日
5. 特定通知日

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト	1		2		3		4		5	
			(特定業者名)		A社		B社		...			
			評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
◎ ◎ ◎ ○ ○ ○ ◎ ○ ◎ ○ ○ ◎ ○ ○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	管理技術者	技術者資格、その専門分野の内容										
		同種又は類似業務の実績の内容										
		担当した業務の業務成績										
		当該分野従事期間										
		技術者表彰、業務表彰経験の有無										
		当該事務所、周辺での業務実績の有無										
		手持ち業務金額及び件数										
	担当技術者	技術者資格、その専門分野の内容										
		同種又は類似業務の実績の内容										
		担当した業務の業務成績										
		当該分野従事期間										
		技術者表彰、業務表彰経験の有無										
		当該事務所、周辺での業務実績の有無										
		手持ち業務金額及び件数										
	照査技術者	技術者資格、その専門分野の内容										
		同種又は類似業務の実績の内容										
		担当した業務の業務成績										
		当該分野従事期間										
	ヒアリング	専門技術力の確認										
		質問に対する応答性										
		業務への取り組み意欲										
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解										
		実施手順										
	その他	重要事項の指摘										
		小計										

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名。

◎:標準評価項目

○:追加評価項目

プロポーザル評価表(総合評価型) その2

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式(〇〇型プロポーザル方式)
4. 技術提案書の提出要請日または選定通知日
5. 特定通知日

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト	1 (特定業者名)		2 A社		3 B社		4 ...		5	
			評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
◎	全体	的確性	特定テーマ間の整合性									
◎	特定テーマ1	的確性	余条件との整合									
◎			キーワードの網羅									
○			事業重要度の考慮									
○			事業難易度の考慮									
◎		実現性	説得力									
◎			提案内容の裏付け									
○			利用予定資料の適切性									
○			事業費の妥当性									
○		独創性	前例のない提案									
○			高度の検討・解析手法									
○			既存分野の統合化提案									
○			新工法採用の提案									
◎	特定テーマ2	的確性	与条件との整合									
◎			キーワードの網羅									
○			事業重要度の考慮									
○			事業難易度の考慮									
◎		実現性	説得力									
◎			提案内容の裏付け									
○			利用予定資料の適切性									
○			事業費の妥当性									
○		独創性	前例のない提案									
○			高度の検討・解析手法									
○			既存分野の統合化提案									
○			新工法採用の提案									
◎	特定テーマ3	的確性	余条件との整合									
◎			キーワードの網羅									
○			事業重要度の考慮									
○			事業難易度の考慮									
◎		実現性	説得力									
◎			提案内容の裏付け									
○			利用予定資料の適切性									
○			事業費の妥当性									
○		独創性	前例のない提案									
○			高度の検討・解析手法									
○			既存分野の統合化提案									
○			新工法採用の提案									
小計												
合計												
◎	参考見積	提案内容と見積り内容の整合性										

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名。

◎: 標準評価項目

○: 追加評価項目

[標準様式例8-3] (土木関係建設コンサルタント業務等の場合)

プロポーザル評価表(技術者評価型)

1. 業務名
2. 所属事務所
3. 方式(〇〇型プロポーザル方式)
4. 技術提案書の提出要請日または選定通知日
5. 特定通知日

評価項目	評価の着目点	評価の ウエイト	1		2		3		4		5	
			(特定業者名)		A社		B社		...			
			評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
技術者評価	管理技術者	技術者資格、その専門分野の内容	◎									
		同種又は類似業務の実績の内容	◎									
		担当した業務の業務成績	◎									
		当該分野従事期間	○									
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○									
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○									
		手持ち業務金額及び件数	◎									
	担当技術者	技術者資格、その専門分野の内容	○									
		同種又は類似業務の実績の内容	◎									
		担当した業務の業務成績	◎									
		当該分野従事期間	○									
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	○									
		当該事務所、周辺での業務実績の有無	○									
		手持ち業務金額及び件数	◎									
	照査技術者	技術者資格、その専門分野の内容	○									
		同種又は類似業務の実績の内容	○									
		担当した業務の業務成績	○									
		当該分野従事期間	○									
	ヒアリング	専門技術力の確認	◎									
		質問に対する応答性	◎									
		業務への取り組み意欲	◎									
合計												
参考見積		◎										

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名。

◎: 標準評価項目

○: 追加評価項目

技術提案書評価表

業務名称:

		(特定業者名)	A社	B社	C社	D社	
評価項目	評価の着目点	評価の ウエイト	点数	点数	点数	点数	
資格	管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の資格						
小計							
技術力	管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の同種・類似業務の実績						
	管理技術者及び主任担当技術者の国土交通省発注の業務実績						
	管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の経験年数						
小計							
取組意欲							
業務実施 方針及び 手法	業務の理解度						
	業務の実施方針						
	特定テーマに 対する技術提 案	テーマ①					
		テーマ②					
		テーマ③					
小 計							
合 計							
イメージ図の描き過ぎ等による減点							
減点後の合計							
順 位							

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名。